



資料 1

諮問事項（１） 保存樹木の指定について



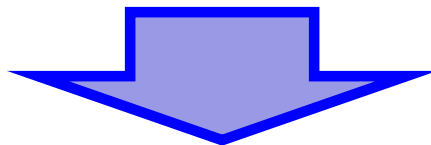
保存樹木

- ・「守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例」に基づき、地域の美観、風致を維持するため、所有者の皆様にご協力をいただき、指定しています。

指定基準

次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特にすぐれていること。

- ア 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること
- イ 高さが10メートル以上であること
- ウ 歴史、伝承等と結びついた古木その他の名木であること
- エ 都市環境の維持向上に役立っているものであること
- オ 特に市長が認めたもの



現在、52本が指定されています



指定対象樹木

所在地：守谷市薬師台五丁目20番地6

樹 種： 榎

樹 高：13.8m

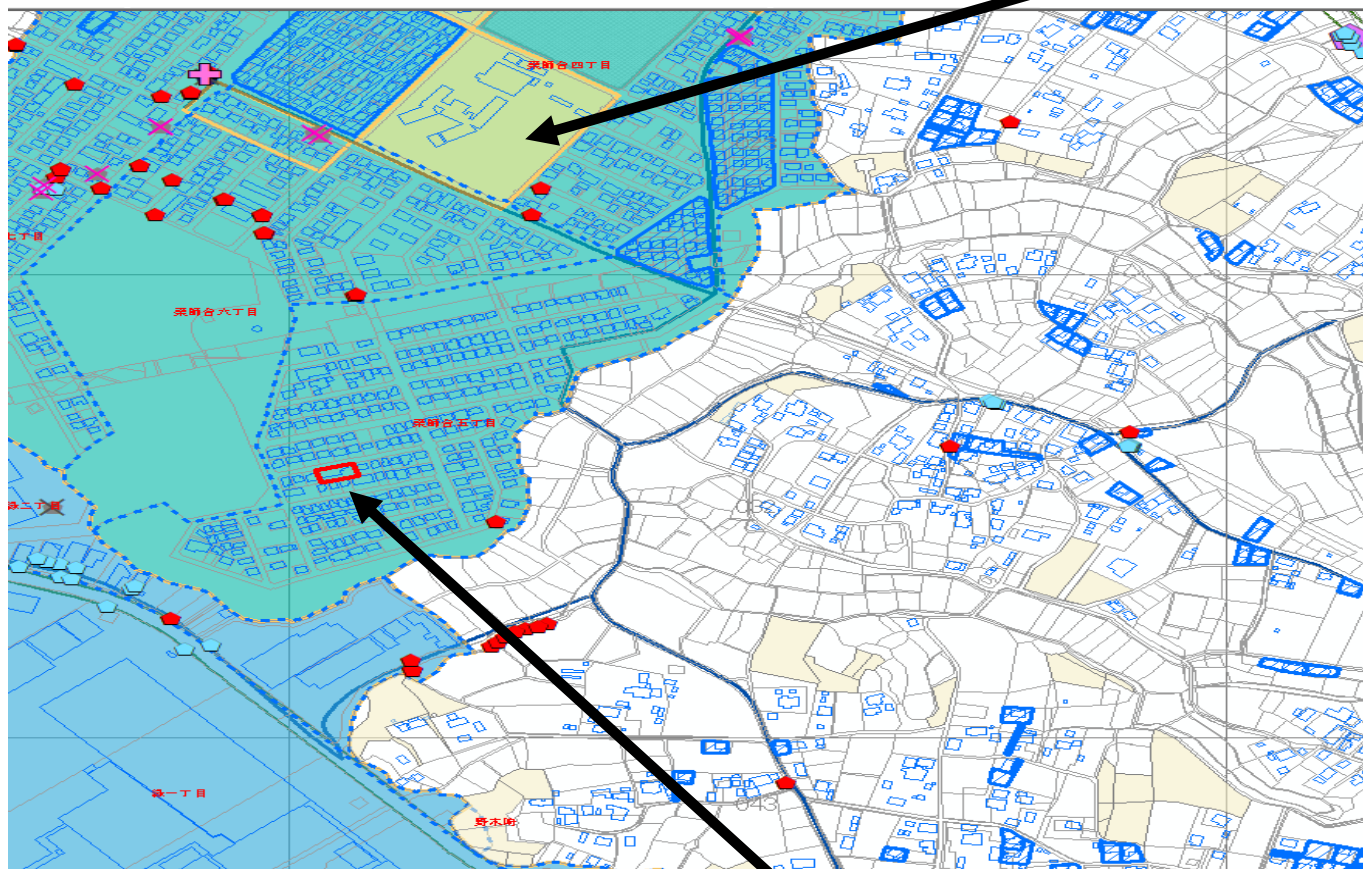
幹回り： 2.0m

樹 齢： 不 明



位置図

大井沢小学校



守谷市薬師台五丁目20番地6



位置図 ②



守谷市薬師台五丁目20番地6



現況図





諮問事項（2）

保存緑地の指定について



保存緑地は、緑の保全と緑化の推進に関する条例に基づき、緑豊かな自然環境を形成している緑地のうち、保全することが必要と認められる区域を指定するものです。平成13年4月から指定制度が始まり、令和3年度末時点では約70ヘクタールを指定しています。

また、所有者等から土地の買取りの請求があった場合や、将来的に公園や緑地として整備することが必要と認める場合には、市は土地の買取りに努めることとしています。

今年度は、昨年度策定の第二次守谷市緑の基本計画において「緑化重点地区」に位置付けられている立沢地区内で樹木が多い500㎡以上の土地の指定について承諾を得ることができました。

緑化重点地区

No.	緑化重点地区	重点地区	重点整備地区
1	守谷城址公園・守谷野鳥のみち周辺地区	○	
2	守谷市役所庁舎周辺地区	○	
3	立沢一帯地区	○	
4	稲戸井調節池地区	○	○
5	守谷サービスエリアスマートインターチェンジ開設予定地周辺・複合産業土地利用検討ゾーン周辺地区		○
6	新守谷駅周辺地区		○
7	守谷駅周辺地区		○

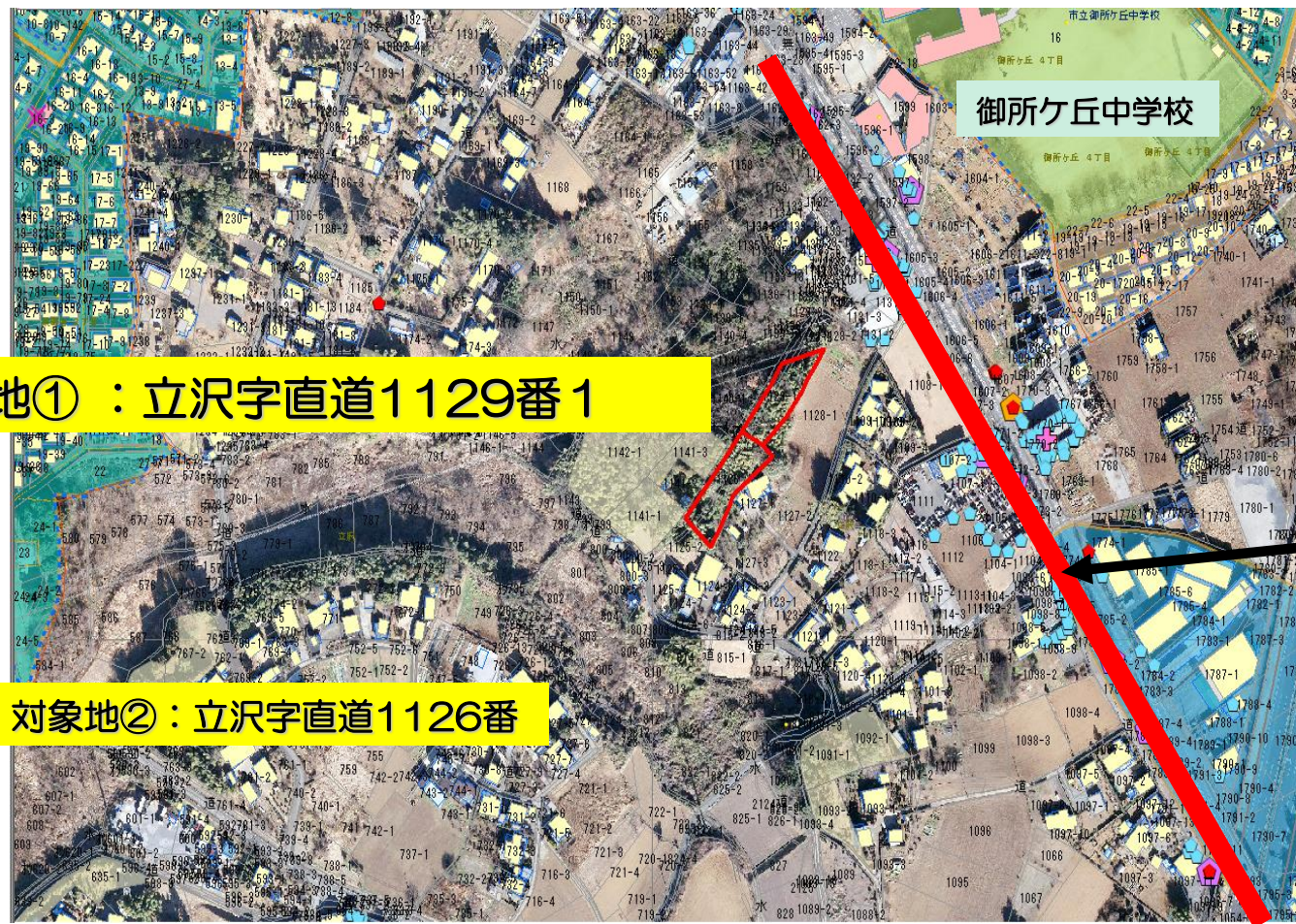
指定対象地

- ①守谷市立沢字直道1129番1（山林：720㎡）
- ②守谷市立沢字直道1126番（山林：1,520㎡）



位置図

至 キ・ターレ



対象地①：立沢字直道1129番1

対象地②：立沢字直道1126番

ふれあい道路

至 守谷市役所



現況

